

小水力等発電施設を整備するにあたっての主な支援事業

(令和4年4月時点)

事業種類	対象施設	事業主体	補助率	助成の内容・条件	備考
【公共事業】					
国営かんがい排水事業及び水利施設整備事業	小水力 太陽光	国 都道府県等	国営事業 2/3ほか 県営事業 1/2ほか	・農業水利施設の整備と一体的に、土地改良施設に電力供給等を行う発電施設を整備	・発電施設の単独整備は不可
低炭素農業水利システム構築型	小水力 太陽光	国 都道府県等	国営事業 2/3ほか 県営事業 1/2ほか	・土地改良施設に電力供給等を行う発電施設を整備 ・再エネ利用に係る計画が作成されていること	・小水力発電施設の単独整備は可 ・太陽光発電施設の単独整備は不可
中山間地域農業農村総合整備事業	小水力 太陽光	都道府県 市町村 官民連携の団体	55/100 ほか	・農林水産省の助成又は融資の対象となっている施設等に電力供給等を行う発電施設を整備 ・中山間地域農業農村総合整備計画が作成されていること	・発電施設の単独整備は不可 ・施設整備に先立って、実施計画策定も可能
農村整備事業 (地域資源利活用施設整備事業)	小水力 太陽光	都道府県 市町村 土地改良区等	1/2ほか	・①停電時の自立運転機能を有するとともに、②農業水利施設や地域活性化施設等の電源又は地域の非常用電源として活用出来る発電施設を整備	・発電施設の単独整備は可 ・整備と併せて実施計画策定も可能
農山漁村地域整備交付金 (地域用水環境整備事業)	小水力	都道府県 市町村 土地改良区等	1/2ほか	・土地改良施設、農林水産省の助成対象の農業施設や公的施設に電力を供給する発電施設を整備 ・小水力発電整備事業計画が作成されていること	・小水力発電施設の単独整備は可
農山漁村地域整備交付金 (農村集落基盤再編・整備事業)	小水力 太陽光	都道府県 市町村 農協 土地改良区等	1/2ほか	・農林水産省の助成又は融資の対象となっている施設等に電力供給等を行う発電施設を整備 ・農村集落基盤再編・整備事業計画が作成されていること	・発電施設の単独整備は不可 ・施設整備に先立って、実施計画策定も可能

小水力等発電施設を整備するにあたっての主な支援事業

(令和4年4月時点)

事業種類	対象施設	事業主体	補助率	助成の内容・条件	備考
【非公共事業】					
農業水路等長寿命化・防災減災事業	小水力 太陽光	都道府県 市町村 土地改良区等	1/2ほか	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良施設に電力供給等を行う発電施設を整備 ・事業費が2百万円以上、受益農業従事者数が2者以上、工事工期3年以内であること ・長寿命化・防災減災計画が作成されていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備と併せて、実施計画策定も可能 ・小水力発電施設の単独整備は可 ・太陽光発電施設の単独整備は不可
農山漁村振興交付金 (農山漁村発イノベーション等整備事業)	小水力 太陽光	都道府県 市町村 農林漁業者等の組織する団体等	3/10、 1/2ほか	<ul style="list-style-type: none"> ・活性化計画、認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画に基づいて事業を実施すること。 ・本交付金で整備した活性化施設又は6次産業化施設に電力を供給する発電施設を整備 ・施設整備による温室効果ガス排出量の削減目標を設定すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・発電施設の単独整備は不可 (過去に本事業(前歴事業を含む)で整備した施設に附帯する発電施設を整備する場合は可)